

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属	総務部税務課税務係			
問合せ先	03	-	5803	- 1152

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	納税貯蓄組合連合会補助金									
根 拠 規 定 等	文京区納税貯蓄組合連合会補助金交付条例及び同施行規則									
創 設 年 月	昭和	27	年	6	月	経過年数 〔自動計算〕	71年	終了予定年月		
見 直 し 年 月	平成	14	年		月	経過年数 〔自動計算〕	22年			
見 直 し の 内 容	組合数による算定から一律算定へ変更。補助金額を1連合会60万円程度を一律35万円に改定									
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	02 総務費	03 徴税費		01 税務総務費		03 納税貯蓄組合連合会活動補助		01 納税貯蓄組合連合会活動補助		
補 助 金 の 種 別	☒ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補 助 目 的	納税貯蓄法に基づく納税貯蓄組合連合会及び納税貯蓄組合の健全な育成を図る。					
補 助 事 業 等 の 内 容	電子申告・振替納税制度の普及推進、税に関する知識の普及広報活動、租税教育活動等					
補 助 対 象 経 費 の 内 容	電子申告・振替納税制度の普及推進、税に関する知識の普及広報活動、租税教育活動等					
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☒ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☐ 事業者 ☐ その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] ・小石川納税貯蓄組合連合会 ・本郷納税貯蓄組合連合会					
補 助 金 の 算 出	☐ 定率 (補助率) ☒ 定額 (補助額 350,000円/1連合会) ☐ 補助単価 (補助単価 単位) ☐ その他 [その他の場合は具体的に記入]					
	[定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
	補助金の使途を広報活動費、啓発活動費等に限定し、執行額の一部を負担している。					
公 募 の 状 況	非公募					
実績報告書時における 使 途 の 確 認 方 法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☒ 決算書 ☐ 成果物 ☐ その他 ()					
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☒ 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	☐ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有)	上乗せの内容・理由				

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	2	2	2	2
決算(予算)額	700	700	700	700
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	700	700	700	700
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	-	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	-	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	納税貯蓄組合による納税者に向けた広報活動・啓発活動等に補助することにより、区民の納税意識の向上に寄与した。
課題	新型コロナウイルスの影響で縮小していた活動が徐々に再開され、従前に戻りつつあるが、一部の活動が再開できていない。
今後の方向性	電子申告や税に関する知識の普及等、税に関する広報活動において納税貯蓄組合の活動は重要である。また、租税教育における団体の役割は大きいため、当該補助金の交付を行うことで活動の継続を支援していく。